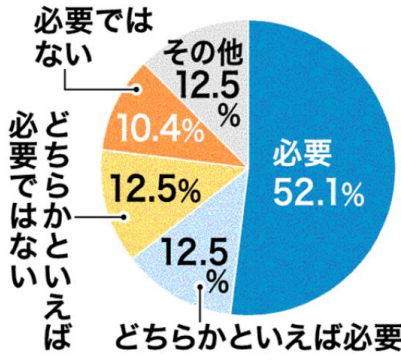


「実効性」を指摘

罰則規定

県が策定する予定のヘイトスピーチ対策条例で、県の素案にない罰則規定が必要かを聞いたところ、「どちらかといえば」を含め31人(64・6%)が「必要」とした。11人(22・9%)は「どちらかといえば」を

条例の罰則規定



含め必要ではないとした。

平良昭一氏(おきなわ南風)は「実効性確保に必要な」と指摘。喜友名智子氏(立憲おきなわ)は「公然と積極的に憎悪をあおる言動は罰則の対象にすべき」と主張した。照屋大河氏(てい

だ平和)は「県民の権利保護のために一定程度の罰則規定は許容される」とした。一方、「必要ではない」を選択した西銘啓史郎氏(沖繩・自民)は「ヘイトの明確な定義がなく表現の自由の観点からも慎重にすべき」と主張。仲村家治氏(同)は「国の法令に沿って全国共通の対策が必要だ」とした。

慎重意見も多く

国会議員では「必要」「どちらかといえば必要」が8人中4人(50・0%)を占

めたが、慎重な議論を求める声も多数あった。

赤嶺政賢氏(共産)は「構成要件などを厳格に定めただけで、罰則を入れることも考え得る」と理解を示す。

一方、宮崎政久氏(自民)は「名誉毀損罪や侮辱罪で対応できる」として「必要ではない」を選んだ。

島尻安伊子氏(自民)は「定義と罰則を慎重に議論すべき」、伊波洋一氏(無所属)も「表現の自由を過剰に抑圧する危険がある」などとして慎重な対応が必要とした。